

静岡大学長の業績評価の取扱いについて

(平成28年3月25日学長選考会議決定)

令和4年1月26日一部改正

令和4年6月22日一部改正

国立大学法人静岡大学長の業績評価に関する規則第8条第2項に基づき、静岡大学長（以下「学長」という。）の業績評価の取扱いについて、以下のとおり定める。

第1 業績評価の対象期間及び実施時期

(1) 業績評価の対象期間及び実施時期は、以下を原則とする。

中間評価 任命の日から2年間（4月から3月までの2事業年）を対象期間とし、3年目の9月末日までに行う。

最終評価 任命の日から3年間（4月から3月までの3事業年）を対象期間とし、4年目の9月末日までに行う。

(2) 学長の任期が4年に満たない場合の業績評価の対象期間及び実施時期は、前号の規定にかかわらず以下を原則とする。

中間評価 任命の日から起算して1年経過した日の属する年度の末日までを対象期間として、当該年度の次年度の9月末日までに行う。

最終評価 任命の日から起算して2年経過した日の属する年度の末日までを対象期間として、当該年度の次年度の9月末日までに行う。

第2 評価区分等

学長選考・監察会議が策定した「次期静岡大学長の選考に係る基準」及び学長就任時の所信に掲げられた内容を踏まえ、以下の評価区分に対する取り組み及びその達成状況について、業績の評価を行う。

評価区分

- (1) 教育
- (2) 研究
- (3) 社会連携・地域貢献
- (4) 国際交流
- (5) 大学運営

第3 実施方法等

学長に対するヒアリングのほか、必要に応じて役員及び教職員等に対して調査を行い、対象期間に係る次に掲げる資料の提示を求めて参照する。

- (1) 国立大学法人評価委員会による業務の実績に関する評価結果
- (2) 業務の実績に関する報告書（国立大学法人法第31条の2に定める報告書）
- (3) 財務諸表（監査報告書を含む。）
- (4) 監事業務監査の実施結果報告
- (5) 学長作成の自己評価に関する書面
- (6) その他学長選考・監察会議が必要と認める資料

第4 評価方法等

第2各号に定める評価区分ごとの実績と達成度を踏まえ、以下に記載の評価と評価内容に従い、学長選考・監察会議の合議により評価（5段階）を行い、評価書を作成する。

評価と評価内容

- 5 学長として極めて優れた手腕を発揮し、学長の所信と中期計画等を大幅に超える実績を上げたと認められる
- 4 学長として優れた手腕を発揮し、学長の所信と中期計画等を超える実績を上げたと認められる
- 3 学長の所信と中期計画等を着実に達成したと認められる
- 2 学長の所信と中期計画等が未達成、若しくは業務運営において問題となる事象が発生したと認められる
- 1 学長の所信と中期計画等が大幅に未達成、若しくは業務運営において重大な問題となる事象が発生したと認められる

第5 通知及び公表

業績評価の結果は、学長選考・監察会議議長から学長に文書により通知するとともに、評価結果の概要を本学ウェブサイト公表する。

附 記

- 1 この取扱いは、平成28年3月25日から実施する。
- 2 この取扱い実施の際、現に学長に就任している者に対する業績評価は、第1第2号の規定にかかわらず、平成27年度における業績により、最終評価として平成28年11月末日までに行うものとする。

附 記

- 1 この取扱いは、令和4年4月1日から実施する。

附 記

- 1 この取扱いは、令和4年4月1日から実施する。

国立大学法人静岡大学長業績評価 評価結果〔評価概要〕

国立大学法人静岡大学長選考・監察会議

評価対象期間

年 月 日 ~ 年 月 日

評価日

年 月 日

内 容

--

国立大学法人静岡大学長業績評価 評価結果

国立大学法人静岡大学長選考・監察会議

評価区分	評価

評価対象期間
評価日

年 月 日 ~ 年 月 日
年 月 日

学長就任時の所信／中期計画等	内 容

特 記 事 項

--